

『アントキノイノチ』(さだまさし 著)に描かれた遺品整理業

大正大学 人間学部 人間環境学科
岡山朋子

小説に描かれた遺品整理業



←さだまさしの小説「アントキノイノチ」(幻冬社文庫)。主人公の職業は「遺品整理業」。
遺品整理業をとりあげた小説として本邦初。人気を博して映画化。主演:岡田将生

この本を読み進めながら、小説内の「遺品整理業」を検証してみよう。

『アントキノイノチ』のはじまり

- 高校時代の同級生・松井に嫌がらせを受けた親友が自殺
- そのため心の傷を負い、高校を中退した主人公・永島杏平
- 父親の紹介で、遺品整理業の会社CO-OPERSに入社
- 社長の古田は父親の大学の後輩
- 最もベテランで40代の佐相のパートナーとして様々な遺品整理案件を手がけていく

- 社長と言葉:「人はいつか必ず死ぬ訳でしょう。誰か上手いこと自分の部屋の後始末をしてくれたらありがたい」「ボク、普通の運送屋でしたでしょう？ある日、仲の良い葬儀屋さんに、亡くなった人の部屋を片付けてくれへんか、と言われたんですわ」

遺品整理業CO-OPERSの業態

- 会社はマンションの1階。2階に吹き抜けになっていて、6台のトラック車庫と、「ご不要」の電化製品や家具の一時保管倉庫になっている。奥に祭壇がある。プレハブ2階が事務所。
- 依頼主(身内・大家等)は、貴重品以外は所有権放棄。
- 新興の仕事のため、口コミかネットによる依頼が多く、葬儀屋さん、警察などからの紹介もある。
- 不要品については処分費用をもらう。新しい電化製品は買い取る。不要の場合は所有権放棄してもらう。
- 作業費用を別にすると引越屋と費用はあまり変わらない。
- 年間仕事件数は、東京本社及び大阪・名古屋の2つの支社あわせて約2000件。(1日あたり2件の換算)

主人公・杏平の初仕事 遺品整理業の仕事

- 76歳孤独死 死後1ヶ月以上経過してから発見された。
- 六畳一間の片付け
- 家財:シングルベッド、食器、ビニール製洋服掛けとスーツ3着、タンス代わりのダンボール箱4つ、電気ごたつ、他
- 作業は午後1時から6時まで 休憩含み5時間で終了

- ご遺体を搬出する際に、布団および畳も一緒に撤去されたらしい。従って、布団と畳はなかったが、多くのハエ(及びウジ虫)の死体が。それらは掃除機で掃除。

現場でかわされる言葉

- 部屋のなかは何しろ暑い。「コタツ布団?」「亡くなって1ヶ月以上経ってたっていうんじゃない、亡くなったのは梅雨の初めごろだろ?コタツ出して、そのままなのさ」
- 「ご遺族は?」「今日は来ないけど来る人もあるよ。まあ、こない人は...。来たくても来れない人もあるし、来たくないって気持ちも分かるら?」
- 「俺らの仕事はね、肉親には辛い仕事を代行するような仕事だから」「仏さんの身になって、代わりに整理するんだから」
- →孤立死はいまや珍しくない(新聞記事参照)
- →遺族の代わりというよりも、亡くなった本人に代わって遺品整理、という考え方(この企業のポリシー)

杏平の初仕事のフロー

- ダンボール6箱をつくって部屋に持ち込む
- ①「ご不要」箱(食器など)、②「ご供養」箱(使い込まれた黒檀のお箸など)に**分別**
- 部屋のダンボール箱の中から女性の下着発見し、③「**廃棄**」箱に**分別**
- すべての家財を搬出し、掃除機をかけて拭き掃除して片付け終了
.....ここまでは清掃サービスと同じ.....
- 搬出した④**家財を社まで運搬**し、「ご供養」品(故人の愛用品、ぬいぐるみや装飾品など)は供養すべき品物として祭壇にお供え。2ヶ月に一度、お坊さんに来てもらってご供養祭をした後で②**処分**
- 「ご不要」品、「廃棄」品の①③**処分**

ちょっと引っかかる点

- ①ご不要品:一義的にはリサイクル、リユース対象?
 - 買取→いずれ処分する際には事業系一廃、あるいは有価物として売却
 - 古物商許可→小説中に記載はないが多分持っている
- ②ご供養品:①との分別は業者が行う?
 - 宗教行為→民俗的感覚の問題。宗教行為は違法ではない
 - キャンプファイヤーやどんど焼きのように御焚き上げは焼却ではない。しかし現在はダイオキシン法規制有
- ③廃棄品:トラックに①②と一緒に車載、運搬、処分
 - 一廃収運許可→小説中に記載なし。持ってない?
- ④不用品、廃棄物の運搬

論点整理

- 行政が対応しきれしていない。誰が何をすべき？
→遺族のみならず警察、葬儀屋からの依頼多
→依頼件数は特に都会で急増
- 厳密には一般廃棄物収集運搬ならびに処理の許可、あるいは行政からの委託が必要であるが、「グレー」なまま民間で行われているらしい。対応？放置？
→現状把握のための調査は行われていないため不明
→許可については次スライド参照(一例)
→2013年帯広市:遺品整理業務限定で一廃集運許可
- 「ミニチ解体的」一掃・撤去ではなく、遺品整理も3R原則に則って行われることが望ましいが、そう仕向けるには？
- 不適正処理されない担保が必要。どう確保？

遺品整理業者の許可状況(一例)

事業内容

- 古物品の買取と販売、輸出入及び仲介業務
- インターネット等を利用した商取引業務
- 表記に関する物品の企画開発、修理、輸出入及び仲介業務
- 解体・撤去工事業
- 産業廃棄物収集運搬
- 強制執行補助業務(※)

許可証

- 神奈川県公安委員会
- 古物商許可証第452600003996号

産業廃棄物収集運搬

- 東京都 許可番号第13-00-149547号
- 神奈川県 許可番号第01403149547号
- 神奈川県横浜市 許可番号第05600149547号
- 神奈川県川崎市 許可番号第05700149547号
- 千葉県 許可番号第01200149547号
- 千葉県柏市 許可番号第11100149547号
- 埼玉県 許可番号第01100149547号

解体工事業

- 東京都知事(登-22)第1865号
- 神奈川県知事(登-22)第958号

一般的に、遺品整理業者は産廃集運許可、古物商を取得している。チラシ等にもこれらの記載はたいていある。この事業者HPには、この他「遺品整理士の有資格者がいます」という記載もある。

参照:株式会社エコアースHP
<http://www.ecoecoeearth.com/>

小説をさらに最後まで読み進める

- 遺品整理の経験が増え、人間関係を構築し、生と死、命について考えながら、高校時代の精神的な傷もまた「整理」されていく
- CO-OPERSスタッフ行きつけの居酒屋の雪ちゃんに密かに思いを寄せる杏平
- 実は彼女も杏平と同じ高校の同級生だった
- しかし、1年生のときに、松井の子どもを妊娠し、心身ともに傷を負って中退していた(子どもは流産)
- 二人とも松井に殺意を持っていたが、偶然家族連れの松井を見かけ、その思いを乗り越える

という、さだまさらしいヒューマンドラマ

廃棄物学会行政部会

発表テーマ「高齢化社会におけるごみ問題、遺品整理」

株式会社 トベ商事 副社長 戸部智史

1 当社紹介

1) トベ商事

① 事業内容

- ・リサイクルシステムのコンサルティング
- ・再資源加工、ガラスびん、缶、発砲スチロール、ペットボトル、廃プラ類
- ・ガラスびん洗浄
- ・一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬・処分(中間処理)

② 特徴(創業120年、障害者雇用率が高い、環境と福祉の融合)

2) その他グループ会社

トベ商事のグループ会社

- ① 事業内容(事業内容の一環としてBtoC事業を目指し、便利屋フランチャイズに加盟)

2 現状は？

1) 東京都の現状

- 一時多量ごみ → 収集区域の廃棄物担当課に連絡
- 粗大ごみ → 受付センターに申し込み
- 家電 → リサイクル法

- ・ 自治体により運用が相違

ごみの出し方(例:東京23区のA区)

資源・ごみの分け方・出し方

資源

燃やすごみ

資源物

その他の分別回収

窓口回収

区・収集でのごみ

資源物(提出する資源・ごみ)自己処理(原則)等

平成27年度 金属・陶器・ガラスごみ収集日

2) 遺品整理・不用品整理の位置

- ① 原則：家庭廃棄物
- ② 家庭廃棄物の運用は市町村により相違
(直営、委託、許可など)

* 賃貸住宅に残された残置ごみを不動産業者が排出主体となり、やむを得ず片付ける場合などは、事業系ごみとして事業系一般廃棄物、あるいは産業廃棄物として処理

3 取組み事例

1) 東京の区市町村での例

- ① 排出者(個人)より直接依頼相談
- ② 原理原則に従い → 行政の回収への案内を行う
- ③ 退去日が迫っているなど特殊な事情がある場合
住居のある当該行政に相談
- ④ 行政より不動産業者が残置ごみ片付けるケース同様
「事業系ごみとして処分を行ってよい」という判断があった場合のみ受託する
- ⑤ 事業系一般廃棄物 → 一廃許可業者
産業廃棄物 → 産廃許可業者

他地域での事例

2) 他地域での事例(S県A市、S市)

- ① 一般廃棄物許可を活用したもの → 家庭系粗大ごみ・不用品の回収

* 許可を主体としたもの

→
遺品整理業務

安心できる業者

(遺品整理士、遺品整理士認定協会加入)

- ② 「査定・買取」での不用品、遺品整理 → 資源もあれば廃棄物もある

廃棄物は許可業者に

* 古物買取を主体としたもの

4 排出者の廃棄物処理法の認識と不用品処分等のニーズ

1) 廃棄物処理法の認識

- ① 一般廃棄物？事業系廃棄物？家庭廃棄物？
- ② ごみの発生区分ごとの許可制度などの認識が希薄

2) 不用品処分等のニーズ

- ① 今すぐ
- ② ここから
- ③ 安価で
- ④ すべてのごみを片付けてほしい(運んでほしい)

* 自治体により異なるが、予約制、日時指定、数量指定などは出す側の市民ニーズとは乖離

5 その結果

1) チラシのイメージにひかれる

- ① すぐ対応してくれる
- ② 何か許可を持っていて安心そう

2) 法の曖昧さに入り込む不適切・無許可業者

- ① 不適正処理の発生
- ② 高額請求などのトラブル発生、特に高齢者が被害者

圧倒的低価格! 年中無休 即日対応 即日回収 即日対応 保存版 (8月~3月)

不用品回収&引越

今すぐ回収料金がわかる、電話無料見積

夏の掃除キャンペーン
雨の日でも回収OK! 土・日・祝日もOK! 急な片付けでもOK!

安心・明確な料金システム

品名	料金	品名	料金	品名	料金	品名	料金
冷蔵庫	5,000円	ブラケース(白)	8,000円	カーボード	5,000円	名画	5,000円
ビデオデッキ	1,000円	ブラケース(黒)	1,000円	プリンター(白)	1,000円	肉類	1,000円
ストーブ	1,000円	椅子	1,000円	スキャナー	1,000円	書籍	1,500円
パソコン(ノート)	1,000円	カラーボックス(黒)	1,000円	事務椅子(黒)	1,000円	ギター	1,000円
ガスコンロ(1口)	1,500円	ドレッサー(白)	3,000円	モニター(黒)	1,500円	暖炉	1,000円
電子レンジ	1,500円	ソファ(白)	2,500円	モニター(ブラウン)	2,000円	自転車	2,000円
テレビ(ブラウン管40cm)	2,000円	デスク	5,000円	パソコンラック	3,000円	ミニコンボ	2,000円
洗濯機(5kg)	2,000円	ベッドマット(白)	5,500円	片巻紙	3,000円	ゴルフバッグ	2,000円
洗濯機(6kg)	3,500円	ソファ(黒)	7,500円	両輪車	8,000円	スキーセット	2,000円
エアコン	5,000円	ベッドマット(黒)	7,500円	コピー機(黒)	7,000円	バイク(白)	5,000円

大好評! 格安軽トラツタパック 25,000円

お引越後のお片付けや
遺品整理などには、25,000円
パックが断然お得です!
よけ大量のお荷物がある場合は
裏面にさらにお得なパックを
ご利用して頂きます。
裏面を必ず見てください!

7G
http://www. [URL]
AM 8:00 - PM 6:00

超大ゴミ 不用品回収

即日回収 即日回収

お部屋の片づけお手伝い!
遺品整理・お掃除大歓迎!!
キャンペーン実施中!!

大きなものから 小さなものまで
お任せください

見積無料

AM 8:00 - PM 6:00

6 現場からのお願い

- 法にのっとり処理しているが、あくまで運用、自治体で判断が相違
- 判断を待っての処理なので、事業展開しにくい
- 排出者としての意識が未だ希薄
 - 一般廃棄物？産業廃棄物？よりも処理優先 → 不適正処理の恐れ
- 家庭廃棄物に対する明確な許可制度がない中で、指針、要綱などの何らかの制度化が必要
 - ↓ 例えば、事業系ごみガイドラインで可能となるなど
 - 無許可業者による不適正処理・高額請求、詐欺等の防止
 - 事業展開もしやすくなる → 市民ニーズに応えられる



廃棄物行政における遺品整理の現状と課題 ～市町村の政策判断は？～

平成27年9月3日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
藤波博

【発表内容】



- 1 遺品整理、その流れ等
- 2 遺品と古物
- 3 遺品と廃棄物、一般廃棄物の許可
- 4 考察（求められる対応策）

遺品整理

- ・遺品整理の法的概念はないが、遺品整理や遺品整理業という用語は広く社会に浸透している
- ・高齢単身者等が死亡し、相当の間放置される「孤独死」等遺品整理の業務が発生してくる
- ・病院死や孤独死など遺品整理業の需要がでてきている
- ・福祉部局が整理業者を斡旋しているが、許可等廃棄物の認識は薄い
- ・福祉部局は遺品を整理業者に業務委託するが許可業者でないケースも多い
- ・福祉部局も廃棄物処理法を理解する必要がある
- ・環境部局は遺品整理の問い合わせがあると、許可業者を紹介するが、古物営業法など関連法の認識は薄い
- ・産廃処理業許可で遺品整理業を行っているケースが多い

遺品整理業とは

個人が生前に使用していた物を遺族の代わりに形見と処分品に分け、形見品は遺族のもとに届け、処分品は責任をもって処分するサービス

業務の流れ

①仕訳⇒②梱包⇒③搬出⇒④処分
⇒⑤清掃

◆環境展記念セミナー資料から

遺品整理の流れ

- ①孤独死等の発生 → 相続の発生
- ②遺品整理の業務依頼 → 遺品整理契約の締結
- ③遺品の分類 → 遺族の補完物（形見）と
処分品（古物売却物及び廃棄物）
- ④遺品のうち古物を売却 → 古物売却
- ⑤遺品のうち廃棄物 → 家庭系一般廃棄物として処理
- ⑥買い取り古物の内、事業者の不要物廃棄 → 事業系廃棄物処理
- ⑦形見の引渡しと部屋の清掃 → 契約終了

遺品と古物

形見を除いた遺品は「廃棄物」と「古物」に分類する

●「売れるもの」⇒中古品として⇒古物営業法

第2条第1項

- ・一度使用された物品
- ・使用されない物品で使用のため取引されたもの
- ・これらの物品に手入れをしたもの

第3条第1項 ・公安委員会の許可

相続人の委任の下、相続人の代わりに売却し、売却代金から手数料を受領するのであれば、「委託売買」であり、古物商としての許可が必要である。また、代理権のため相続人から委任状をもらう必要がある

遺品と廃棄物

- 「売れないもの」
家庭系一般廃棄物として適法に処理しなければならない

廃棄物の定義

- ①占有者が②自ら利用できない③他人に有償譲渡できない
④不要となったもの

その判断基準は、

- 1) その物の性状、2) 排出の状況、
3) 通常 of 取扱い携帯、4) 取引価値の有無、
5) 占有者の意思
等を総合的に勘案して判断する (総合判断説)

- 物の性状
 - 利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 排出の状況
 - 排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。
- 通常 of 取扱い形態
 - 製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無
 - 占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること。
- 占有者の意思
 - 占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 of 意思が認められないこと。



□ 実運用上そのものが有償物か否かにより判断されることが多い

廃棄物処理

「遺品」中の「廃棄物」＝ 家庭系一般廃棄物
⇒ 一般廃棄物は市町村に処理責務がある
(廃棄物処理法第6条の2第1項)

市町村は一般廃棄物処理計画を策定しその区域内における一般廃棄物を処理しなければならない

- ⇒ ①排出者の自己処理②直営が一般原則
⇒ ③委託
⇒ ④許可

(廃棄物処理法第7条第1項(7条可))

一般廃棄物を業として収集・運搬するためには、市町村長の許可が必要である (許可がない場合は無許可営業である)

遺品排出の現状と課題

○相続人が市町村の指定収集日に排出する

○相続人が清掃工場に自己搬入する

◆遠方に対応困難の場合は、既存許可業者に来てもらって収集・運搬を依頼することになるが、遺品整理で許可がない場合は、収集運搬の委託契約は、直接2者間で結ぶと「再委託」で廃棄物処理法違反となることから、相続人に必ず収取運搬許可業者と「直接」契約してもらう

◆市町村の許可は申請したから取得できるものではない☞処理基本計画に遺品整理を定義

野焼き

施行令第14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・河川管理者が管理で伐採した草木等、海岸管理者が回収した漂着物等
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・災害時や災害復旧時の木くず、火災予防訓練時の模擬火災、道路管理者が管理で選定した草木等
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・どんど焼き、門松やしめ縄、お焚き上げにおける御守りや人形等、寺院の塔婆等
- ④農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・焼却農業者が害虫駆除のために行う稲わらや用排水路棟を除去した刈り草等
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 - ・バーベキュー、キャンプファイアー、暖をとるための薪や木くずの焼却

廃棄物処理法の許可の種類

業・施設の別	許可の種類	許可権限者	法律の条文
営業	一般廃棄物収集運搬業	市町村町	第7条第1項
	一般廃棄物処理業	市町村町	第7条第6項
	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事*	第14条第1項
	産業廃棄物処分業	都道府県知事（政令市では市長）	第14条第6項
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事（政令市では市長）*	第14条の4第1項
	特別管理産業廃棄物処分業	都道府県知事（政令市では市長）	第14条の4第6項
施設設置	一般廃棄物処理施設	都道府県知事（政令市では市長）	第8条第1項
	産業廃棄物処理施設	都道府県知事（政令市では市長）	第15条第1項

一般廃棄物の許可

市町村長の許可（7条許可）

- 要件
- ①当該市町村の廃棄物処理が困難であること
 - ②一般廃棄物処理計画に適合していること
 - ③申請者の資格性に適合していること

許可なく収集運搬した場合は廃棄物処理法違反であり、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科で、法人は3億円以下の罰金

例外

- ①専ら物 古紙、くづ鉄、あきびん類、古繊維
- ②引越荷物運送業者
- ③家電リサイクル法、小型家電リサイクル法

一般廃棄物処理計画を踏まえた法の適正な運用の徹底

(平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

- ①市町村の廃棄物行政は、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸に進められるべきであること
- ②廃棄物は不要であるために自由な処理に任せるとぞんざいに扱われる恐れがあり、**市町村の統括的な処理責任の下**、生活環境保全上支障の生じることがないように、市町村が策定する**一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理**される必要があること
- ③委託により一般廃棄物を処理する場合の基準については、適正処理を確保するため、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」、適正手続きによる委託業者の選定が求められるなど、環境保全の重要性、**一般廃棄物処理の公共性を重視**すること
- ④市町村が長期的な展望を持って一般廃棄物処理計画を策定・適用し、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理体制とすることなどを主な内容とし、市町村に極めて重い処理責任を求めている。

最高裁判所の判決(平成26年1月)

市町村の廃棄物行政は、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸に最高裁判決では、以下の判決が下された

①一般廃棄物処理業はこと

もっぱら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていない

②許可要件に関する市町村の判断に当たっては、区域における一般廃棄物処理業の適正な運用が継続的かつ安定的に確保されるように、地域内の需要と均衡とその変動による既存の許可業者の事業の影響を適切に考慮することが求められる。

(極めて注目されるべき見解が示された)

考察 (求められる対策)

P 1 : 高齢社会に対する市町村の問題意識はどのレベル

P 2 : 市町村の高齢人口等によって政策判断にタイムラグがある



環境省の通知遵守で許可は横ばい

- ①福祉部局との連携政策の必要性、どこの部局が担当するのか
- ②市町村の規模によって、**直営**、委託、許可等を選択していく必要性
- ③問題点の把握などふれあい収集などによる実証実験の必要性
- ④市町村は、許可業者等を活用するなど遺品整理業を育成する必要性
- ⑤遺品整理の取扱いに関する広報や啓発活動を展開していく必要性
- ⑥ニュービジネスとしては、まず市町村の政策動向を情報収集する必要性
- ⑦無許可営業の取締まり強化の必要性
- ⑧国は自治体への技術的アドバイス、指針等を作成していく必要性

市町村がどう臨むか ⇒ その政策判断がまず求められる etc.

廃棄物行政における遺品整理の現状と課題

ご清聴ありがとうございました

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 藤波博



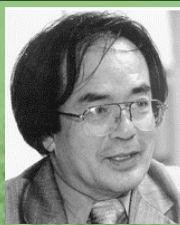
おわり

テーマ：
高齢化社会における廃棄物処理の問題
～遺品整理を例として～

2015年9月3日
第26回廃棄物資源循環学会(九州大学)
行政研究部会

「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」

～ガイドラインの策定を求めて～



北村行政書士
産廃コンサルティング総合事務所

行政書士 北村 亨

1. 千葉県知事の許可取消し行政処分

はじめに：

千葉県知事による最近の産廃処理業許可に関する行政処分事例を紹介します。

・産廃処理施設（15条施設）にて、一般廃棄物を処理したために許可取消し処分を受けたケース。

具体例の紹介

①行政処分を受けた業者名： 株白井（しるい）リサイクルセンター

②住所その他： 千葉県白井市名内字向山314

（なお、東京都許可業者である株白井エコセンターとは無関係の業者）

③行政処分の内容：産廃処分業の許可、並びに産廃処理施設設置許可も取消し

④行政処分の理由： 「一般廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず一般廃棄物を

受け入れ、一般廃棄物処理施設の許可を受けていない破碎処理施設で処分を行ったため」。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

2. 許可取消しとなった廃棄物処理法の背景

・背景:

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物は、明確に区分され、それぞれ規制指導されている。

法違反を犯すと、事業停止又は許可取消しとなる。

・区分内容:

一廃と産廃では、排出者、処理責任、収集運搬業者、処分業者、処分施設等が、それぞれ異なる。許可制度も基本は別立て。

一般家庭から排出された廃棄物は、一般廃棄物(家庭廃棄物)とされ、処理責任は基礎的自治体たる区市町村に帰属する。

・問題点:

一廃と産廃の区分は、制度上は区別されるが、実態上は曖昧さあり。法施行時からその不明確が危惧され、指摘されてきた。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

3. 廃棄物処理法に則った適正処理とは

家庭廃棄物は、各自治体に処理責任があり、区市町村は発生した家庭廃棄物を適正に処理する責務がある。しかし、通常収集では排出場所、排出の時期、排出量等により対応困難な実態が多々発生する。

- ⇒①自治体が処理業者に残置物の処理を業務委託する。(本来の姿)
②処理業者が緊急対応時に自治体黙認で回収。(承認ではない)
③自治体が処理可能な処理業者を非公式に紹介。(免罪されない)
④行政が遺品整理業の必要性を認知し地元の整理業者など紹介。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

4. 問題解決を延ばしている原因

- ①社会的必要性に迫られ業者が闇の裏事業として実施。
 - ・遺品整理、便利屋、処理業者など（高額費用請求あり）
- ②行政は見て見ぬ振りをする。問題の指摘のみ、高みの見物
 - ・本質は責任逃れの体質有り（救済制度が無く対応困難）
- ③廃棄物処理法が現実の実態を解決できない曖昧さがある。
 - ・遺品整理に限定されない。従来より法改正が行事化。
- ④遺品整理物は闇から闇へと事実上処分されている。
 - ・結果として身近な社会問題化されるに至っていない。
- ⑤現状の規制の無い中で、かなり処理費用のボッタクリが横行している。
目前のゴミが片付く事で納得、被害者は泣き寝入りか。
- ⑥廃棄物処理法による守備範囲を超えている。適当な法律が無い。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

5. 現状の制度上の問題点

- ①遺品整理業務が制度化されず、法的な根拠が構築されていないために、今後、社会問題化すれば、行政上の責任は回避できない。
- ②廃棄物処理法の違反行為でありながら、行政の暗黙の了解により事実上処理が為されていることは、行政の重大な不作為がある。
- ③処理業者側では、許可取消しのリスクを負いながら業務を受託せざるを得ない事情もある。（営業上、地元の付き合い、役所の依頼）
- ④制度上の不備を行政の取締りと指導の対応では根本の解決はない。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

6. 問題解決の前提の確認

- ①平成27年度は、5年毎の廃掃法の改正の時期にあたる。
- ②環境省は都道府県、全国産業廃棄物連合会、各種団体に法改正の必要事項、意見の公募、ヒアリング等をしている。
- ③従来より、少数意見だが、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の解消とか、一般廃棄物許可と産業廃棄物許可を直ちに一本化との空論もある。行政と許可業者の立場も考慮必要。
- ④一廃と産廃の二本柱は廃棄物処理法の根底部分である。
- ⑤現状は、一廃と産廃の区分を解消するのは、【法的安定性】、【行政の継続性】の原則から非現実的な考え方である。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

7. 解決の方策

- ①一般家庭の遺品整理による廃棄物、建物解体の残置物、居住者の引越しの残置廃棄物処理の法律改正には相当の年数を要することが確実。
- ②将来の廃棄物処理法改正まで指を咥えて待つわけには行かない。
- ③現時点の日本では「団塊世代」が高齢者層に突入した時期にある。
- ④葬祭事業は今後は成長産業とされる。遺品整理の必要性も急増する。
- ⑤法改正の時期までの経過的な「つなぎ」として、過去の事例を参考に【ガイドラインの策定】とその運用を問題提起する。
- ⑥行政対応出来ない事業は民間事業に委ねる「規制緩和」の考え方必要

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

8.家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するための ガイドライン（概要素案）

1.策定趣旨

①現行の廃棄物処理法の運用では収集、回収、処分に問題が発生している家庭の遺品整理物又は残置物の適正処理を図るため。

②一定の要件を満たすことを条件として例外的処理の運用を容認する。

2.処理責任の確認

①遺品整理物は家庭廃棄物であり、区市町村に処理責任がある。

②遺品整理業を自治体自ら対応困難な場合の受皿事業として容認する。

③区市町村は、遺品整理物を当該自治体の一般廃棄物処理計画に定めると共に、その遺品整理の受け皿事業の円滑な運用を図る。

④申請書(下記の案)の受理確認し、行政区域内に周知を図る。

3.原則:遺品整理前は廃棄物ではなく、整理後の不要物が廃棄物となる。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

9.家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するための ガイドライン（素案内容①）

①区市町村の役割

・物の所有者、占有者、管理者、相続人が提出する申請書の内容を確認の上、関係法令に基づく遺品整理、処分を指示する。

②廃棄物排出者(所有者、占有者、管理者、相続人)の義務

・遺品整理の準備＝作業場所確保、作業の体制、外部委託者の選定

③遺品整理に関する申請を排出場所管轄する区市町村に提出し、内容確認と品目の分別及び処理方法等の指示を受ける。

④廃棄物排出者(所有者、占有者、管理者、相続人)は、区市町村に提出した申請書の受理後にその内容を委任状にして処理業者に交付。

⑤廃棄物の処理は、現行法令の基準(委託契約、マニ伝票)を遵守する。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

10. 家庭の遺品整理、残置物等の適正処理を確保するための ガイドライン(素案内容②)

- ③委任状(申請書を兼ねる同一文書)の記載項目は、
 - ・本来の所有者・占有者・管理社名、及び、住所、連絡先など
 - ・行政収集に委ねられない理由、事情を明記
 - ・処理先処分施設名(産廃処理施設など)、当該住所
 - ・数量、又は容量、重量など、及び運搬回数など。
- ④遺品整理業者又は処理業者の責務
 - ・廃棄物処理のための委託契約書の作成。(産廃処理に準ずる)
 - ・廃棄物処理の受託処理業者は、委託契約書と委任状を携帯
 - ・位牌、遺骨、仏壇等の廃棄物にはなじまない物は別途処理に心掛ける。
 - ・有価証券、証書、通帳他有価性のある物品は依頼主に引き渡す。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

11. 今後の課題(まとめ)

- ・上記のガイドラインは、遺品整理にかかる法令の整備がされるまでの間の経過措置とし、暫定的な扱いとする。
- ・将来的には、遺品整理業という専門事業を認知した許可制度を導入し、この許可業者による遺品整理事業を制度化する。
- ・この許可業者による遺品整理を事業活動として認め、当該物は、いわゆる事業活動により発生した産業廃棄物と位置づける。
- ・同種の問題を抱える賃貸住宅の残置廃棄物、建物の解体に伴う残置物、引越し廃棄物にも、当ガイドラインの運用を認めること。
- ・このガイドラインにより民間が正規に遺品整理業参入可能となる。
- ・高齢化社会における廃棄物問題の解決を切望する。(明日はわが身)

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～